

小値賀町議会第二回定例会  
(第二日目)

一、出席議員

十人

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西
教育長	筒井
会計管理者	谷良
総務課長	西村
財政課長	中川
住民課長	吉元
産業振興課長	熊脇
産業振興課専門幹	蛭子
建設課長	升水
診療所事務長	尾野
教育次長	尾崎
農業委員会事務局長	松本

三 浩 敏 一 之 也 信 也 市 昭 三 司  
三 浩 英 良 久 一 勝 一 晴 裕 英 孝 充  
西 井 村 川 元 脇 子 水 野 崎 本  
筒 谷 西 中 吉 熊 蛭 升 尾 尾 松

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

岩 大  
坪 田  
百 一  
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十三年六月十六日（木曜日）

午前九時三十一分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 議案第三一号 小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案
- 第三 議案第三〇号 小値賀町税条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第三二号 小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第五 議案第三三号 小値賀町有住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第三八号 平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）

午前九時三十一分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、八番・岩坪義光議員、九番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とし、昨日の議事を続けます。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

一番（近藤育雄） 議長、一番、修正動議。

議長（立石隆教） 近藤 議員

一番（近藤育雄） 修正動議です。

私は、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対する修正動議を、地方自治法第百十五条の二及び小値賀町議会会議規則第十七条の規定により、別紙のとおり修正案を添えて提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ただいま、近藤議員から、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対し、修正動議が提出されました。

先程の動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

しばらく休憩します。

(近藤議員、修正案を議長に提出)

(事務局職員、修正案を議員・執行部へ配付)

—	休憩	午前	九時	三十三分	—
—	再開	午前	九時	三十四分	—

議長(立石隆教) 再開します。

議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対しては、近藤議員から、お手元に配付しました、修正の動議が提出されました。

したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

近藤議員

一番(近藤育雄) 本案については、今回の定例会の中でも重要な案件と認識しております。後に続く予算案等の重要な議案を進めるためにも、本件に一応の決着をみたく、修正案を提出するものです。

問題の重要性に鑑み、少々長くなりますがご理解をお願いし、趣旨の説明に入らせていただきます。

本案については、長年厳しい時代を乗り越えられ、小値賀町の発展、子ども達の育成などに大きな貢献をしてこられた高齢者の皆様に対して、感謝の意、敬老の意を表したいという町長の考えは十分理解できるものであり、同感であります。

しかしながら、一方で、本町は自立の道を選択して以来、町の借金である町債の残高を減らすべく、爪に火を点す思いで、行財政改革を行なってきております。これまでの努力により、些か厳しい状況からは脱しつつある段階でもありますが、今後の財政運営如何によつては、すぐにでも財政悪化を来たす可能性も甚だ大であります。

本案による歳出の増は四百万円程度であり、この一年だけであれば「大した額ではない。」という答弁も理解できますが、今後控えている新規事業、その他、修理修復の必要なものが軒並み出てくることによる歳出要因の増加は否めません。また、先の東北大地震の影響による地方交付税等の減額、町税の減収などが見込まれる中で、この金額だけを大した額ではないというのは、些か近視眼的であると考えます。

また、先の議会でも十分に審議を尽くして決定した改正を、四年も経たないうちに元に戻すとすれば、それなりの理由、大きな環境の変化があったという理屈が必要になります。本当に、町の財政状況は安心できるところに来ているのか、財政

悪化の状態から確実に脱出しているという今の流れは、今後も続くのかなど総合的に十分な検討議論が必要です。

高齢者を取り巻く環境が厳しくなっていることは、重々承知しておりますが、敬老祝金を支給するだけが、厳しい状況に置かれた高齢者に対する有効な方策とは思えません。財政の問題、敬老の気持ちをどう表わせれば良いのか、厳しい生活を強いられている高齢者の方々への細やかな支援はどうあれば良いのかなど、この問題を通して多くのことを考えさせられます。町長のマニフェストの事を考えれば、無下にその思いを否定する訳にもいきません。しかし、高齢者に対して、それを支える人の減少による高齢化率が五〇%を超えるという近い将来を考えたととき、今後このことが常態化すると、財源の問題、過疎化の問題などを考慮すれば簡単に諸手を挙げて賛成とは言い難いものがあります。仮に、本年においてのみを考えれば、副町長を置かないことによる人件費分をこれに充てることで、財源については問題なしとの考えも理解できます。

そこで、本年一年間に限り本改正案を認め、一年間を掛けて、財政全般の見直し、新たな財源としての人件費の削減の検討、敬老の気持ちの表わし方、本当に困っている高齢者へのきめ細やかな対策、おっとん券などによる支給等、議会でも町長部局でも調査検討し、議論を重ねるべきだと考えます。

よって、小値賀町敬老祝金支給条例の附則の「この条例は、公布の日から施行する。」を「この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年三月三十一日までとする。」とし、時限をきって、今後十分に検討していくというものです。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。  
以上です。

**議長（立石隆教）** これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

**七番（浦 英明）** ただいまの修正動議に関しましては、中々評価される部分があると私は思います。

しかしながら、極論ですけど、私の持論ですけども、やっぱり社会の流れですね、こういうった流れでやっぱり全国津々浦々、例えば長崎県でも廃止をしております、近隣自治体でも昨日言ったように見直しを進めています。このような流れの中で、やっぱりこの敬老祝金を支給するのは、私は反対だというふうに思っております。以上です。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する賛成者の発言を許します。

土川 議員

**五番（土川重佳）** 私は、原案の方に賛成という立場で討論いたします。

と言いますのは、私も三年前と昨日議員さんと話し合いの色々ありましたけども、やはり戦後六十五年もうなつて戦後の何も無いときに今のお年寄り達が今のように機械が無い中に自分達の体で身を削って、島の発展、子育て、一生懸命やつてきた方に対する私はそういう思いで、昔の敬老祝金に町長もマニフェストの一番に掲げて選挙運動をやつた訳でございます。私も財源等の関係から、些か大丈夫なのかなと思えました。四百二十何万ですかね。そういう本当に今、小値賀町は辛抱する、よく考えて財源の問題が大事だと私も思っております。

しかしながら、その人達が居たから、今の小値賀が在り、自分達が在り、こうしてここで素晴らしい議論を重ねている訳でございますけども、私の場合は、その人達に今の時代に本当に少ないお金ですけども、少しでも楽しみを、一年に一回ですから、それをしてあげたいという気持ちと、その財源が無いのならば、今後、我々議員の給料、報酬等の見直し、そして共済年金、六月頃から二万八千円ちよつとの我々が今まで支払ったそういうお金も自分達の給料に入ってきます。やはりそういう給料等の考えを見直し、やはり東北震災の折にそういうことから国家公務員の給料を一割減、やはり年寄りばかり辛抱せれつち、自分達もやはりここで給料の見直し、そういうことを財源の一部にも私は充てたいという気持ちで、私は原案の方に賛成いたします。

**議長（立石隆教）** 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

浦 議員

**七番（浦 英明）** その前にちよつと流れをちよつと確認したいんですけども、原案に今、賛成・反対の討論、それから修正案に賛成・反対の討論、という格好になってくる訳ですか。

**議長（立石隆教）** はい。

**七番（浦 英明）** はい、分かりました。



そしたら、私は、反対の立場で討論をいたします。

敬老祝金は、厳しい財政状況、高齢者の増加の中、全国の各自治体が廃止や見直しを進めています。このように、近隣自治体も殆どが見直しをする中、また長崎県も廃止する中、旧制度に戻すとは納得いかないものがあります。現代社会の流れに逆行するのは如何なものかと察するに余り有るものがあります。お金を配って、丸投げするだけであり、到底、政策とは思えません。このような政策とも思えない行政を司っていけば、そのうち、財政状況は再び厳しい状況に陥ってしまうことは、火を見るより明らかです。

老人クラブの方達が不満を漏らしているなら、いざ知らず、見直しによる余ったお金は、敬老パスや配食サービス等に回しており、また現在は、旧図書館をお年寄り専用の施設にと、①ミニ図書館、②喫茶コーナー、③カラオケルーム、④リハビリ施設等、こういうふうが高齢者生きがい拠点施設として有効利用できるような施設に改修をしております。このように、お年寄りのために思いやりのある政策を掲げ実施しており、何等問題視するようなことは無いものと思っております。このような状況の中で、敬老祝金を元に戻すと、財政的負担が増し、当時の議論が否定されることにもなり兼ねないと思います。我々が議会で議論した内容を、二年しか経っていないのに元に戻すとは、議会軽視であり、簡単に考えてもらっては困ります。以上、ご提言申し上げます、私は、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案について反対いたします。以上です。

**議長（立石隆教）**

次に、修正案に対する反対者の発言を許します。

浦 議員

**七番（浦 英明）**

私は、修正案に対しまして反対の立場で討論いたします。

時限立法で一年間に限るとした修正案には、ある程度評価をいたします。しかしながら、あくまでも、敬老祝金は厳しい財政状況、高齢者の増加の中、全国の各自治体が廃止や見直しを進めている中、また、近隣自治体も殆どが見直しする中、長崎県も廃止する中、旧制度に戻すとは納得いかないものがあります。ある議員が、「交付金も減る。」と言っております。ただ、まさにその通りで、地方交付税は、人口統計調査による人口減で五千五百万円減り、特別交付税は東北地方の地震災害等で殆ど回ってこないものと推測されます。特別交付税は、二十年度一億円、二十一年度一億四千万円きております。このように、歳入が大きく落ち込む状況が想定される中、政策とも思えない行政を司っていけば、そのうち、財政状況は再び厳

しい状況に陥ってしまうことは、火を見るより明らかです。

先程言いましたように、老人クラブの皆さんが不満を漏らしているなら、いざ知らず、見直しによる余ったお金は、敬老パスや配食サービス、その他に回っております。何等問題視することは無いものというふうに思っております。このような状況の中で、敬老祝金を元に戻すと、財政的負担が増し、当時の議論が否定されることにもなり兼ねないと思います。我々が議会で討論した内容を、二年しか経たないのに元に戻すとは、議会軽視であり、簡単に考えてもらっては困ります。

以上、提言申し上げます、私は反対いたします。

**議長（立石隆教）** 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 賛成討論なしと認めます。

宮崎議員

**三番（宮崎良保）** 私は、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案の修正案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

賛成の理由は、二つです。一つは、西町長が選挙マニフェストに掲げられて当選をしたことで、町民の民意を受けているということ。町長は、市町村の市町候補が独自に作成するローカルマニフェストの趣旨に則り、地域の目指す姿を掲げ、その実現のために政策目標、財源、達成期限について数値目標を含めて、具体的に説明していることでもあります。このことは、何物にも代えがたいものであり、尊重すべき事項だと考えます。二つ目は、この祝金が敬老の日に交付するに当たり、敬老の日の趣旨に則った支給方法だと考えるからであります。敬老の日とは、国民の祝日に関する法律第一条にある目的で、「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。」とあります。また、同法律の中で、敬老の日は、「九月の第三月曜日に多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。」とあります。その趣旨は、長い間、社会のためにつくしてきた高齢者を敬い、長寿を祝う日であり、それと共に高齢者の福祉について感心を深め、高齢者の生活向上に努めるよう、若い世代に促すという気持ちで込められております。小値賀町敬老祝金支給条例の目的でも、「この条例は、高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝福するため、敬老祝金の給付を行い、もって

高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。」となっております。現在の条例は、基本的には個人毎の長寿に達した者に交付されており、敬老の意を表し、その長寿を祝福し、高齢者の福祉の向上に資すると言えるでしょうか。また、福祉の向上についての関心を深め、町民一体となった敬老の日を祝うためには、高齢者全員に支給するのは、町民全員にその意義を深める方法として、決して高額な額とは言えません。更に町民の大多数は、国民年金で暮らしております。年間の年金額は、四十八万円前後で、それから介護保険料、並びに後期高齢者医療保険など、年間八万弱が差し引かれております。この程度の年金額では、日々の暮らしに一生懸命な状態で、とても敬老の日を祝う余裕などありません。戦後の混乱期を町のために努力してきた人達であります。年に一回、お互いの長寿を祝うため、行政が祝金として交付するの何の異議がありませんか。しかし、本原案については、平成二十年十二月に改正されたばかりであり、また、財源等の議論が少なく、今後より良い条例の策定のために十分な議論と調査を為すため、期限付きの本議案第三一号の修正案に賛成をいたします。

**議長（立石隆教）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（立石隆教）** 起立多数です。

したがって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した件を除く原案について、起立によって採決します。

修正議決した件を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、修正議決した件を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案は、修正可決されました。

日程第三、議案第三〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

相変わらずの声でございます。失礼をいたします。

議案第三〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

今回の改正内容は、軽自動車税に係る身体障害者等の減免規程を見直すものでございまして、具体的には障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車税について、身体障害者の場合、十八歳未満に限るという年齢制限を撤廃し、減免しようとするものでございます。

改正の理由といたしましては、車の名義が障害者本人であるかないかだけで減免の対象となること、また、県条例には年齢制限がないため、本町内においても普通車だと、税の免除が受けられ、軽自動車だと現行では減免とならない不公平感が生じていたこと、県内の半数以上の自治体が運用も含めて年齢制限を設けていないことから、本町においても、改正をしようとするものでございます。

条文については第九十条の文言の改めになりますが、新旧対照表を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思えます。

以上、改正の内容をご説明いたしました。よろしくご審議の上、適正なご決定をいただきますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

小 辻 議 員

六番（小辻隆治郎） まず、この条例の一部を改正する条例案が、小値賀町独自の政策なのか。そして、該当者は何人おる

のか。更に何故、今の時期にこれを出したのか。この三点について、お伺いします。

**議長（立石隆教）** 財政課長

**財政課長（中川一也）** お答えいたします。

一つ目のご質問でございますが、税条例というのは基本的に国の方から地方税法に基づいて準則的なものが流れてきますので、殆どの自治体で同じでございます。ただ、改正がずっと付きまといまいますので、この歴史を見てみると、毎年のように税条例が出来てからずっと改正が来ておりまして、この文言につきましても改正等がずっと重ねられて来ております。そういった中で、長崎県内の全自治体を見てみますと、先程の提案理由でもございましたように、殆どの自治体の方で、その「十八歳」というのが記述されていないというような状況になっておりまして、長崎県の自動車税も同じような形になっております。

これによる実際の影響といたしますか、対象は、今現在、今年度申請がなされたのが、十四件でございます。おおよそ、調査するとあと二十件余りほど、もし仮に全ての方が申請を出して来られれば、増えるような予定になります。

何故、今の時点に出すかと申しますと、実は五月の申請、五月に軽自動車税が賦課される訳ですけれども、その時点で申請が上がってきた中で、そういった案件がございまして、申請取り下げ、却下されたということがございまして、この条例では少しそういった点が不備なのかなというふうに考えましたので、今度の六月に提案させていただきます。

**議長（立石隆教）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第四、議案第三二号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案及び日程第五、議案第三三号、小値賀町有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第四、議案第三二号、日程第五、議案第三三号を一括議題とします。

議案第三二号、議案第三三号の提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第三二号、小値賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例案及び議案第三三号、町有住宅管理条例の一部を改正する条例案について、一括して提案理由のご説明をいたします。

今回の改正は、三二号議案の町営住宅管理条例と三三号議案の町有住宅管理条例のそれぞれの別表の改正を行い、「市司団地」を町有住宅管理条例へ移行させ、合せて各団地について所在地番の訂正を行うとするものでございます。

以上で説明を終わります。詳細については、担当課長より説明をさせていただきますが、ご審議の上、適正なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(升水裕司) 議案第三二号の説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、設置に係る条項の別表第一の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧下さい。

主なものといたしまして、各団地について所在地の番地表示の訂正をいたしております。「市司団地」につきましては、平成二十年三月に細川建設所有の住宅八棟を国の補助金を使用し、取得した住宅である関係上、町営住宅として管理いたしておりますけれども、補助金が入っているとはいえず、公営住宅法により整備した住宅ではないことから、町営住宅ではなく町有住宅として管理すべきとの指導もあり、今回、本条例の別表第一から削除し、町有住宅の方へ移行するものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第三三三号の条例改正も、設置条項に係る別表の改正を行うものでございます。

同じく新旧対照表をご覧下さい。

改正の主なものとして、各住宅の所在地を小値賀町から表示するとともに、番地表示の訂正をいたしております。

「市司住宅」につきましては、先程の議案第三二二号でご説明いたしましたとおり、町営住宅から削除し、町有住宅へ移行するものです。この変更による家賃額に変更はございません。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（立石隆教）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第三二二号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三二号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三二号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第三三号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（立石隆教）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三三号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第六、議案第三八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

**町長（西 浩三）** 議案第三八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

町 長



今回の補正予算は、皆様もご承知のとおり、今年度が統一地方選挙の年の関係から、当初予算が骨格予算であったことにより、政策的事業や各種補助金について、肉付けをしたものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ二億一千四百三十三万六千円を追加し、二十四億九千三百三万六千円とするものでございます。

歳入では、小中学校建設のための解体工事に係る国庫補助金及び地方債の計上、大人向け個人体験型観光を展開するため『NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会』へ委託する、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金の計上、漁業用燃油高騰対策事業に係る地方債の計上、漁港施設改良工事から生じる残土処理に係る埋立地使用料の計上が主なものでございます。歳出では、総務費においては、庁舎建設から二十三年経過したことにより、空調設備等の修理に備えて庁舎整備基金積立金の計上、民生費においては、高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝福するための敬老祝金の計上、水産業費においては、漁業用燃油高騰対策補助金、小値賀漁港残土処理関連事業費の計上、商工費においては、地場産業の育成強化のために落花生生産拡大事業費の計上、土木費においては、産業道路としての町道大浦線改良工事の計上、消防費においては、防火水槽三箇所の改築工事及び小型ポンプ車三台の計上、教育費においては、小値賀小学校解体工事費の計上、及び全款にわたる従来事業や各種団体等に対する補助金の計上が主なものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

なお、詳細については、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（立石隆教）** 財政課長

**財政課長（中川一也）** 一般会計補正予算（第一号）についてご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ二億一千四百三十三万六千円を追加し、予算総額を二十四億九千三百三万六千円とするものです。

第二条は、地方債の追加で、過疎債のソフト分とハード分を計上いたしております。

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金三千八百五十八万七千円の補正は、六目・教育費国庫補助金で小学校解体工事に

係る三千八百五十万円が主なもので、補正後の額を五千六百七十五万三千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金四百四十八万八千円の計上は、五目・商工費県補助金、ふるさと雇用再生特例基金事業補助金二百五十二万三千円が主なもので、補正後の額を一億五千九百二十三万円としております。同じく三項・委託金を十七万五千円補正し、一千五百三十一万九千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を百万円計上し、補正後の基金繰入金を二百六十六万五千円としております。同じく二項・特別会計繰入金は、四目・国民健康保険診療所特別会計繰入金五百七十七万円の計上し、補正後の額を五百七十七万二千円としております。

十八款、一項、一目・繰越金一億一千六百七十一万八千円を増額し、補正後の前年度繰越金を一億六千六百七十一万八千円としております。

十九款・諸収入、四項、五目、四節・雑入は笛吹漁港工事に係る埋立地使用料六百八十四万四千円、おぢか国際音楽祭に係る地域の文化芸術活動支援事業助成金二百七十万円が主なもので、補正後の額を四千七百八十三万二千円としております。二十款、一項・町債は、第二表のとおり三千六百九十万円を補正し、補正後の額を一億六千五百万円としております。歳出について申し上げます。十一頁です。

二款・総務費、一項・総務管理費は、各節のとおり、一目・一般管理費三百三十八万八千円、五目・財産管理費に役場庁舎整備基金積立金二千五百六十四万円、六目・企画費はUIターン促進事業、アイランダー関連事業で二百六十九万九千円を計上、八目・空港費百三万円、十一目・ふるさと創生事業費百万円を計上し、補正後の一項・総務管理費を三億三千七十九万三千円としております。三項、一目・戸籍住民基本台帳費を一千円補正し、二千五百四十九万二千円としております。四項・選挙費は、七目・海区漁業調整委員会委員選挙費十八万円ほか二十一万七千円の計上で、補正後の額を九百一万円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費は、一目・社会福祉総務費で社会福祉協議会補助金、三目・老人福祉費で敬老祝金の追加計上でございまして、九百二十万六千円を計上し、補正後の社会福祉費を三億二千七十一万二千円としております。二項・児童福祉費七万三千円を計上、補正後の額を五千四百五十九万九千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費は、一目・保健衛生総務費で、診療所会計決算に伴う二十八節・繰出金一千五百七十五

万円の減額計上が主なもので、三目・環境衛生費一万三千元、四目・健康増進費三十三万七千元を計上し、補正後の保健衛生費の総額を一億百二十六万五千元としております。二項・清掃費、一目・塵芥処理費十三万九千元計上し、補正後の清掃費を八千三百十六万一千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、三目・農業振興費二百十八万六千元、四目・畜産業費二十三万円を計上し、一項・農業費の総額を一億五千六百九十五万一千円としております。二項・林業費五十四万四千円を計上、補正後の林業費を二十八万円としております。三項・水産業費は、二目・水産業振興費で、燃油価格上昇による漁業者負担に対する補助金他一千二百六十七万円を計上、三目・水産施設費に十九万六千元、四目・漁港管理費二百十四万六千元、五目・漁港建設費四百万円を計上し、三項・水産業費の総額を一億九千七百七十七万四千円としております。

六款、一項・商工費、二目・商工業振興費五百九十五万円、三目・観光費は、ふるさと特例基金事業に係るニューアイランドツーリズム促進事業、おぢか国際音楽祭に係る補助金、小値賀「食」の観光推進事業に係る補助金の計上が主なもので、一千四百三十三万二千円を計上、四目・じげもん振興費は、落花生生産拡大事業実証試験のための備品他四百二十一万九千元を計上し、補正後の商工費の総額を一億二千六百六十九万九千元としております。

七款・土木費、二項・道路橋梁費、二目・道路維持費百万円、三目・道路新設改良費は町道大浦中央線道路改良事業九百万円の計上で、補正後の道路橋梁費を一千九百五十四万六千元としております。三項・住宅費に百万円計上し、補正後の住宅費を五百二十二万三千元としております。

八款、一項・消防費、二目・消防施設費は、防火水槽整備費と小型ポンプ付積載車購入費が主なもので五千六百六十万五千円計上し、補正後の消防費を一億二千七百一十一万七千元としております。

九款・教育費、二項・小値賀小学校費は、二目・教育振興費七十三万二千元、三目・学校建設費に小学校解体工事六千九百九十九万九千元計上し、補正後の小値賀小学校費の額を八千二百三十五万二千元としております。四項・小値賀中学校費を百三十万六千元計上し、補正後の額を一千四百九十八万四千円としております。七項・社会教育費、一目・社会教育総務費に百二十四万一千円、三目・総合センター費十二万七千元を計上、補正後の社会教育費の総額を六千八百八十九万九千元としております。八項・保健体育費を百六十五万円計上し、補正後の額を一千九百三十万六千元としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十三款・国庫支出金

浦 議員

七番（浦 英明） 二節の小学校費補助金の三千八百五十万円ですけども、これは先程、解体工事と言われました。それで、この部分については、町債の方でも出てきますけれども、これは後で良いです。この三千八百五十万円、これは補助率といえますか、何%ですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

事業費の十分の五・五でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 確認のためにちよっとお尋ねしますけども、これは後で歳出で出てくる六千九百九十九万九千円、これに対する五五%ですかね。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 六千九百九十九万九千円に歳出の方で費目設置で一千円計上しておりましたので、七千万円を事業費として見積もっております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十四款・県支出金

小 辻 議員

六番（小辻隆治郎） 十四款、二項、四目、ながさき農山村活性化支援事業と次の五目の商工費県補助金、しまの芸術文化コーディネートネット支援補助金の内容をお伺いします。

議長（立石隆教） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（松本充司） お答えいたします。

最初の質問のながさき農山村活性化支援事業補助金につきましては、ご存知のように今年度、落花生の生産拡大のために落花生の生産拡大プロジェクト事業というのを行なっておりまして、町の委託を受けて『公社』の方と民間の農家の方二名に栽培をしてもらっている訳ですけど、面積が委託分で約一町です。その中の約十三アール程度、大浦と笛吹在のちようど中間地点に落花生の展示圃場を設けておりまして、この分の種代とか肥料代、マルチ代、その分について県の方から展場設置分の経費が来るという内容でございます。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

しまの芸術文化コーディネート支援補助金でございますけれども、この事業につきましては、長崎県の企画振興部、文化観光物産局というのがございまして、おちか国際音楽祭の実行委員会の運営を図るために、ここから五十万円頂いております。

議長（立石隆教） 県支出金、ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） ふるさと雇用再生特例基金事業補助金が、二百五十二万三千円計上されておりますけれども、これは当初予算で確か三千万ほど上がってあったと思えますけれども、それで今回補正した理由をお尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

ふるさと雇用再生特例基金事業につきましては、歳出の方でも出てきますが、ニューアイランドツーリズム促進事業といまして、当初予算で九百五十五万円、この事業に関しましては上げてご承認をいただいておりますところ。その後、県の方から、そこに雇用している方が自ら旅行業者の会社辺りへ出向いて行きました、広報活動といいますが、誘致の活動辺りにも県の補助が付くよと、全額これは県の補助でございます。付くということでございますので、それなら有効利用をしたいと思っております。今度、計上させていただいております。

議長（立石隆教） 県支出金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十八款・繰越金

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 前年度分の繰越金の内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この繰越金が補正で大きく伸びた原因は二つございまして、一つは離島開発総合センター繰越事業に係る分の執行残金が大きかったことと、特別交付税の予算見積が過少見積であったということでございます。それぞれ、繰越事業の残金額で約四千三百万余り、特別交付税の過少見積の分が八千八百万程ございました。そういうことで、今回、増額の補正計上となつた訳でございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第十九款・諸収入

宮崎議員

三番（宮崎良保） 地域の文化芸術活動支援事業助成金として二百七十万、出ておりますけれども、この内容説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

この地域の文化芸術活動支援事業助成金というのは、音楽祭の実行委員会への助成金でございまして、ここ何年か、東京の財団法人であります『地域創造』というところから音楽祭へ実行委員会へ助成金を頂いておりますので、今度も二百七十万を助成してもらったということになって、計上させていただいております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第二十款・町債

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 農林水産業債、過疎債（ソフト分）について、お伺いします。

漁業用燃料に対する計上ですけども、他に例えば、『小値賀交通』とか、或いは『担い手公社』とかそれに対してもソフ

ト分の過疎債というものが最近、昨年度から付くようになってきました。何か、ソフト部分に過疎債が付くという一つの基準というものは、前、説明ありましたかね。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

この件につきましては、過疎債のソフト事業充当ということが、創設された時に一度ご説明したかと思えますけれども、中々過疎債でハードを整備しても、尚且つ、過疎の状況が厳しいということで、住民の生活が安心安全な生活が中々確保できないという部分で医療の確保とか集落の維持とか、そういったことも含めて高齢者対策とか、そういったことも含めて当然地域振興もそうですけれども、ソフト事業に充当することが出来るといふふうになっております。その辺は、かなり基準といたしますか、色々とストーリーとか、そういったものを整備すれば幾らか拡大傾向にあると思えますけれども、今、小値賀町への予算枠、過疎債のソフト分の予算枠が今年度五千五百四十万ですけれども、もう既にそういった事業を集めますと、その予算枠を通り越してしまっております。そういう状況で満額借りても、まだ充当先があるような現状でございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） もう少しちよつと、分かりにくかったんですけれども、今、五千五百四十万、充当しているという話ですけれども、まだそれ以上に充当できる訳、五千五百四十万までが充当できる訳ですか。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

小値賀町に配分できる最大枠が、その枠になっているということでございます。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） そうすると、例えば、ハード事業というものがあつて、その中に言わば魂を入れるというような意味でのソフト部分については、過疎債もOKと、ソフト部分についてもOKということになりますか。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） 事業によるということになりますので、确实ということではございませんが、そういった感じにはなるうかと思えます。ただ、ハード事業の分とソフト分とは、予算枠が別という、同じ過疎債でも種類が違うというふうな

配分枠が違うというふうなことになるかと思えます。

議長（立石隆教） 町債、ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） 同じところの質問なんですけども、この燃油高騰対策事業は昨日の一般質問で、四五%を一応補助しているというふう聞いておりますけども、その下の小学校債三千五百万円についても、これは四五%ですか。お尋ねします。

議長（立石隆教） もう一度、お願いします。

七番（浦 英明） 三千五百万の小学校債が計上されておりますけども、この分が要するに、これは小学校の解体費の分かなどか思いまして、先程、説明がありましたけど、七千万の分を国庫補助金で三千八百五十万計上しております、これは五五%だと。そしてこの三千五百万、これは簡単にそしたら説明願います。これは何ですか。

議長（立石隆教） 財政課長

財政課長（中川一也） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、補助残の分が全てこの起債で対応するという格好になっておりますので、計算上は四五%ということになると思えます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第二款・総 務 費

宮 崎 議 員

三番（宮崎良保） 八目の十九節の負担金、補助金及び交付金ですけども、空港利用促進補助金としてチャーターの補助金を百万計上しております。これは、昨年から始まった訳ですけども、昨年は一回しか、その利用客が無かったということがありますので、本年はどのように考えているのか、その内容説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますとおり、昨年、年末年始、また三月に一応、試験的に企画した訳でございますが、あいにく年末



年始の日に關しましては、悪天候ということで利用者が最後の日に一名というような形になりました。今回も、一年を通して一回やってみたいということもございまして、夏の盆辺りにです、一回やってみようかということもございまして、それから、燃油の高騰等がございまして、昨年暮れよりも一回の往復の単価が上がっておりますけれども、一応、二十五万円をというようなことで、その四回分ぐらいで百万という範囲でやってみたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 今の空港に關連して質問します。

前、我々議員団が佐賀航空に行きましたけれども、後で何か色々運輸省とかの關連で少し頓挫したというような経緯がありますけれども、そういう法規的な或いはそういうようなことはクリアしたんでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

不定期便等辺りの定例化といえますか、常に行うようにするためには、色々な機関との許可とか運航とか色々なものがあるように聞いております。議員さんの質問のような、それからそういったことに対しますクリアすべき事項といえますか、そういうのに關しては、未だ出来上がっておりません。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 財産管理費の役場の庁舎の二千五百六十四万円の点についてお聞きします。

町長の説明では、クーラー関係がもういかれて、そろそろ換え時か修理時かというお話でしたけれども、どのくらいの予算を考へておられるのか。そして、基金は現在のところ、どのくらいあるのか、お伺いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

先程、町長の説明にもありましたように、出来上がってから二十三年以上経っております。ちよくちよく空調関係の修繕費が毎年のように計上されていると思っておりますけれども、それをもう二十三年ですので、大幅に換えるか、全体的に見直しをするかというようなことまで考へておりますので、その事業費自体は、幾らになるか分かりませんが、三千万程度はなるんじゃないかなというふうに予測しております。

それと、現在の庁舎建設基金の残額です。二十二年度末です。一応、五千八十三万三千元、基金には計上してあります。以上です。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） そうすると、合計で今のところ七千五百万ぐらいですかね。そういうことになる、修理費が三千万ぐらい掛かると、そうすると、あとまだ四千五百万ぐらいあるという訳ですが、三千万ぐらいの修理費で済むのなら積み立てた方でも良いのではないかと。むしろ、振興基金とかそういうところに積み立てた方が良いんじゃないかという気もしますが、それについては、どう思いますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

空調関係だけ今申し上げましたけども、他の所も段々経年することによって傷んできますので、その修理も色々総合的に考えますと、全体的には一億ぐらい持つとかないかんかなという考えで、積む予算的なものがあれば、毎年幾らかずつ積み立てたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 総務費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第三款・民生費

岩坪議員

八番（岩坪義光） 一項の一目、十九節の中に社協、当初でも五百万上がっておったと思えますけども、今度、補正で五百万また組んでおりますけども、どういう訳で組んだのか、これの説明をお願いします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

社会福祉協議会におきましては、町の社会福祉業務を一部移管して、赤十字事業とか心配事相談、或いは民生委員、老人会、母子会、ボランティア育成、そういった事業を受け持つております。そういう中で、町としても以前は一千万程、補助金を流しておりました。ところが、平成十八年度に介護保険が始まって、その収入が七千万ぐらいの

基金で積み立てることが出来たというようなことで、しばらく補助金をカットしておりましたけれども、この基金が今年度末には二十万ちよつとというぐらいまで、減少する見込みですので、従来の形の補助率、約七割程度なんですけれども、こういう補助金に戻したいというようなことで、当初予算五百万計上しておりましたけれども、今回五百万計上させていただいて、一千万を補助金ということに流したいというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第五款・農林水産業費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 三項・水産業費、漁港建設費の工事請負費ですけれども、小値賀漁港残土処理用地確保事業、西目の地区とは思いますが、結構、重量のある四トン、十トントラックが行くと思います。あそこには少し橋があると思うんですけれども、あの橋はその重さに耐えられるのか、どういう経路を使っていくのか、あそこには未だ養鶏場もあると思うんです。その関係は影響ないのか。お伺いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この稗崎地区の残土処理の場所の経路としましては、今、黒島の橋よりも先の方に、資材置き場が埋立地があると思うんですけれども、あそこに一旦、土砂を仮置きして、水を切った後にですね、今度は過疎基幹農道といって大浦に抜ける道があると思いますけれども、農道がですね。その途中から、『古川建設』の昔の『古川建設』の資材置き場から左に入って、今、小辻議員が言われたように、橋を渡って、稗崎のその場所に入るんですけれども、養鶏場は通りません。で、橋の構造ですけれども、十トン車が通っても今のところ大丈夫じゃないかなというふうに考えております。

議長（立石隆教） 小辻議員

六番（小辻隆治郎） 大丈夫かなというような気は、私、実感としてあります。昔は子どもの頃、よくあそこで遊びましたけれども、そのままの状況で今残っております。ただ、その時に、十トントラックが通ることは、今の状況を予想しているの

かなと、そういう強度を持つているのかなというふうに不安がありますけども…。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

その橋の手前の方の橋との段差がですね、少し今、割れています。橋にかかる手前の方の道路との境界ですけども、そこが割れておりますけれども、そういう補修も含めてですね、今回、残土処理場の土捨ての土の残土処理料金としましてですね、一立米当たり六百三十円頂くようにしています。それで、全体で一千八百、一千何百万かのお金が入って来るんですけども、それから用地費を引いてもですね、そういう町道の補修費に充てられるだけのお金が入って来る予定ですので、もう一度ですね、その橋の部分を調査をもう一回かけまして、難しいようであれば補強をしたいというふうに思っております。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 三項、四目の同じく漁港管理費ですね、十五節の工事請負費、これがですね、前浜公園のトイレを下水道に替えるという、そのまず目的ですかね。内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この前浜公園のトイレは水洗化の準備はいたしておりましたけれども、未だ今のところ汲み取り式で、タンクがですね、し尿のタンクが満杯になったら警報が、パトランプが回るような装置を付けてるんですけども、これが回ったり回らんやったりとかですね、中々気付かない時もあります、これが溢れ出る時もあります。うちの方の管理が行き届かない点もあるんですけども、そういう点を解消しようということですね、今回、下水道に接続しまして、その設備としましては、管路工事を百三十メートル、それと圧送ポンプを一式付けて二百十円で今、見積もっております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 工事が二百十万ということですけども、これより、もうちょっと掛けても良いんじゃないかと思うんですけども、大体、二百十万で足りるますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ここのですね、トイレの中の便器とか手洗いとかは水洗化にされるような設備をしております。ただ、あと外です、管路に繋ぐ工事をすれば良いということで、これぐらいの金額になろうかなというふうに思っております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） あそこにも、ちょっと橋が架かっていますんで、黒島みたいに鉄の鋼管なんかで渡す訳ですか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

多分、ボックスカルバート、暗渠があるんですけれども、その横面にですね、おそらく鉄管になるかと思えますけれども、ビス止めで固定していくというふうに考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

三番（宮崎良保） 三目・農業振興費のですね、十九節・負担金、補助及び交付金の中で、野菜半自動移植機補助金というのがあります。多分、ブロッコリーの移植機だろうと思うんですけれども、これは半移植機じゃなくて、全自動は考えなかったのですか。その内容的なものを説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 言われるとおり、全自動ではなくて、半自動を考えております。園芸部会の方とも話はしたんですけども、全自動ではちょっと使いにくいという話を聞きまして、半自動を考えております。半自動の方がだいぶ安いですね、それであればということで、二台を予定しております。

議長（立石隆教） 農林水産業費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第六款・商工費

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 四目のじげもん振興費の件でお伺いいたします。

これによると、大幅に落花生を作るようですけれども、この今回、備品を購入してますんでね、この備品の購入の管理者はどこですかね。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 作業等を『担い手公社』の方に委託しておりますので、備品の管理も委託、基本的には町有財産ですけれども、『担い手公社』に管理してもらいたいというふうに考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） この落花生のですね、例えばプロジェクトを組んで作業員とかを編成していると思うんですが、その中で『担い手公社』のですね、指導員とか研修生もその中に入っていますか。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

指導員とか研修生は含んでおりません。緊急雇用で二名を雇い入れておりますので、その二名にしてもらいます。それと、必要に応じて指導員には指導をお願いしたいというふうには考えております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 緊急雇用で二人で対応するということですが、結局、落花生を作るにはですね、各農家が五反とそれから『担い手公社』が五反、全部で一ヘクタールですたいね。それを二人で対応できますか。やっぱり必要に応じて『担い手公社』の指導員とか研修生を受け入れるということですけども、その場合によってはということ、私もどこまで線引きをしないのかなということがちよっとありますんで、そこら辺をもうちよっと詳しくお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

基本的には二名で行いたいというふうに考えておりますけれども、作業的に手が掛かる場合にはですね、そういう方向でお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

六番（小辻隆治郎） 今のに関連して質問をします。

小辻議員

いよいよ、笛吹本土のですね、夢であったというか、納島地区の落花生に対応した生産力増強というような形で、こっちの小値賀の本土でもやることになりました。大変、前向きで良い事だと、そういうふうに考えますけども、その単に作るばかりじゃなくて、これを製造して製品にして、そしてそれを売るといような方向で行くんでしようけども、その指導員

とか何とかは、例えば納島辺りから指導員を連れてくるとか、そういうようなことも考えての製造ですか。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

納島の既に作っている人がある程度の技術を持っておりまして、そういう人からの指導も頂きたいというふうに思っておりますし、既に頂いております。しかし、今、小値賀町内で作っている作付け時期と今回、私たちが試験的に作る作付け時期をちよつとずらしておりますので、今回の分はですね。そこら辺で、本場の千葉辺りの指導も頂きながら行いたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

末永議員

四番（末永一朗） 十八節の備品購入費の中で真空パック機械を買うようになっておりますが、この前、産建の委員会の中で、個人にも使う人が居れば貸してくれるようなことを言っていました。貸すとすれば、どのくらいの使用料を取るのか、説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

使用料というのは、今のところ考えておりません。これを利用することによって、これが本当に有効なんだというふうにご利用の皆さんにまず知ってもらうのが大事だというふうに考えております。

議長（立石隆教） 商工費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第七款・土 木 費

小辻議員

六番（小辻隆治郎） 二目ですね、需用費の修繕料の内容のご説明をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

主ですね、交通安全対策としてですね、カーブミラーを四箇所とガードレール三十三メートルを見込んでおります。これは、町の『交通安全協会』の方からですね、危険箇所ということで指摘を受けておりますので、その改善を行うと

思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

八番（岩坪義光） 三項の一目・住宅管理費、この中で新小浜団地集会所緑化工事が出ておりますけれども、これは最初あそこをする時、こういうことは考えておらんやっただけでしょうかね。今度、こういうふうには芝を張るということは、何かその地区から相談のあったってしょうか。その点をお願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この小浜団地の集会所が、昨年完成したんですけれども、広場を二箇所、造っております。子ども達の遊び場とあと園地ということで二箇所、造っているんですけれども、その時に、よく検討して最初から緑化すればよかったのかもしれないかなかったですけれども、一応、真砂土を入れて整地しております。それで、特にあそこが秋から冬場にかけての北風が非常に強く当たるものですから、その真砂土が乾燥した上に、その風が吹いて、風下の方の住宅の方に家屋の方に民家の方に砂が飛んで、洗濯物が汚れるとか通行人に通行する時に砂が飛んで来て目に入るとか、そういうふうな苦情が多数出ましたものですから、一応、今年、小浜町ですね、住民の皆さんに全部集まっていたいて、集会所ですね、一応、協議をいたしました。そういう中で、色んな案が出たんですけれども、芝を張ることがですね、一番、ゴミも飛ばないし緑化も繋がるからというところで、地元の方とは、そういうふうにご合意いたしました。今回、芝を張るようなことで計上させていただいております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第八款・消防費

土川議員

五番（土川重佳） 二目・消防施設費、十五節ですね、工事請負費の二千八百四十万と、どこの地区の場所を整備するのかと、十八節の備品購入費、小型動力ポンプ付積載車、何分団か、ちよつとご説明お願いいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。



この工事請負費につきましては、場所を言います。高校のすぐ先の田んぼの上に防火水槽がありますね。あそこ柳の土田一博さんの前の防火水槽、それと浜津の消防署の平さんの前の防火水槽の三箇所です。

それと、小型動力ポンプにつきましては、四分団と八分団と十分団の分でございます。

議長（立石隆教） 土川議員

五番（土川重佳） 今、総務課長から説明がありました。これはあくまでも水槽は整備ですか、修理なんですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） 一応、作り直すということを考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 防火水槽のことでお伺いしますが、新しく造るということで、現在のままの地上の上に造るのか、それとも大浦のあそこみたいに地下に埋めるのか、工事の方法はどっちですか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） お答えします。

危険な部分がありますので、出来るだけ地下の方にするように計画をしております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） その場所についてですね、一件、浜津後目の平君のあそこよりもですね、私は、今、細川の材木、升水久敏さんの工場のあるでしょう。あそこ角がですね、一番やっぱり危ないと思うんですよ。あそこは別に地元の分団からの要望はありませんでしたか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） 一応、浜津の方から要望があったのが、その平さんの所だったので、そこを一応は考えております。

今、言った平田さんの手前の所は、今のところ上がってきてはいないようです。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 私から言わせれば、本当はあそこが一番危ないんですよ。それとですね、防火水槽の竹が傍まで来てですね、人間も通られんような状態ですので、これは総務課長にお願いですが、もう一回ですね、地元の分団と話し合っ

もしも浜津で一箇所だけっていうことになると思いますね、私なら、あそこを工事を行なって欲しいと思うんですが、地元分団ともう一回話してもらえませんか。一箇所は一箇所でも良いですけども。現場を見てもらって下さい。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（西村久之） 一応、浜津の分団とも、今回工事をする訳ですので、その折に一応、話をしてみたいと思いますが、一応、竹とかそういうふうなもの、分団で管理してもらおうようになってるんですね。あの防火水槽の周りは消防団員が常に綺麗にしておいて、いっしょにすることがあっても良いように整備してもらおうのが、消防団員のあれなので、その辺は分団で管理していただきたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） 消防費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第九款・教育費

浦 議員

七番（浦 英明） 先程、歳入の方で説明がありましたけども、小学校ですね、解体工事。一般財源を一千円減額してますけど、内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

当初、費目設置で一般財源を一千円充てておりました。それで、七千万円を工事費ということで、補助と起債等で対処します。一般財源の一千円が不要となったということです。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） その説明で分かりましたけども、やっぱり七千万円を上げておったんだったら、まあ良いんですけども、六千九百九十九万九千円と、半端だったものからですね。しかし、費目設置で上げておったんであっても、七千万一千円でもよかったですんじゃないですか。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、それも良いと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） この解体工事ですけれども、東日本の災害の時でちよつと延びるんではないかという不安もあったんですが、予定通り夏休み頃から解体を行ないますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

一応、解体工事の日程としましては、夏休み過ぎの九月から着工で十一月の半ばで終わる予定で、今のところスケジュールを考えております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 今の教育費の中ですね、四項の小値賀中学校の中の二十節の扶助費、これは当初予算では四万二千元上がってます、また今回補正をしておりますが、この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

この扶助費につきましては、四月にすね、生活保護の該当がありまして、要保護世帯ということで、修学旅行が中学三年生なんですけど、それに対する扶助費でございます、修学旅行に対する旅費の補助でございます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） 十六頁の観光費です、ね、委託料、ニューアイルランドツーリズム促進事業の委託料、この内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊協一也） お答えいたします。

この事業につきましては、歳入の方でも少し答弁をいたしましたけども、『IT協会』が大人向けとか個人向け体験観光辺りに事業を行なう訳でございますけども、そういった時に、どうしても直接、旅行者やそういった関連の所へ出向いて

誘致をお願いするというところで、だいぶ感触が違うということもございまして、これは全額、県の補助になりますけれども、そういったことで『IT協会』に営業に関する旅費に関する新たに補助が付くようになったということ、計上させてもらっております。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） その下の観光窓口業務の委託料も関連してますか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（熊脇一也） お答えいたします。

ニューアイランドツーリズム促進事業委託料とは、別個でございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（執行部、退席）

（別室にて、自由討議）

―	―
再開	休憩
午前十一時四十八分	午前十一時七分
―	―

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これにて延会いたします。

明日、六月十七日は、午前九時三十分より開議します。

― 午 前 十 一 時 四 十 九 分 延 会 ―